

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 24 条に基づき独立行政法人農業者年金基金が定める電磁的記録の開示方法について

〔平成 17 年 3 月 30 日〕
制 定

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 24 条第 2 項の規定に基づき独立行政法人農業者年金基金における電磁的記録の開示方法については、独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律第 15 条に基づき独立行政法人農業者年金基金が定める電磁的記録の開示方法について(平成 15 年 10 月 1 日制定)の例による。

